

生活福祉資金貸付制度 教育支援資金の案内



この制度は、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯に対して、資金の貸し付けと相談支援を行うものです。

教育支援資金は、群馬県社協が実施主体でみどり市社協が相談・受付の窓口となり、世帯の将来的な自立につなげることを目的に、低所得世帯に属する人の進学や就学の継続を支援します。

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯借受人	連帯保証人
教育支援費	高校……………月3.5万円以内 高専・短大…月6.0万円以内 大学……………月6.5万円以内	卒業後 6月以内	10年 以内	無利子	必要	原則 不要 ※ 但し、連帯借受人の世帯状況によっては必要
就学支度費	50万円以内					

※限度額は目安であり、実際の貸付金額、期間等については群馬県社協が審査し、決定されます。

留意事項

- 貸し付けを希望される場合は面談を実施しますので、社協まで問い合わせください。連絡いただきましたら面談の日程を調整します。
- 面談では、世帯の状況等を確認し、助言や申請のお手伝いをします。
※相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。

詳細については社協まで問い合わせください。 社協本所 **76-4111**

福祉カレンダーを配布しています



みなさんから寄せられた地域歳末たすけあい募金を活用して「福祉カレンダー」を作成しました。

この福祉カレンダーは困った時の相談窓口の連絡先を載せたもので、70歳以上の独居高齢者世帯の見守り活動も兼ねて民生委員のみなさんに協力いただき配布しています。

一般の人にも社協本支所で無料配布していますので、ぜひ家庭で活用ください。

なお、数に限りがあるためなくなり次第終了となります。

※大きさ A2判(縦59.4cm×横42cm)

※写真は昨年度のものです。